



目 次

◇ 告 示 ページ

- | | |
|--|------|
| ○ 北九州市環境ミュージアム体験型環境学習事業の利用料金の額の承認
【環境局環境政策部環境学習課】 | 3094 |
|
◇ 公 告 | |
| ○ 特定非営利活動法人設立の認証申請（2件）【市民文化スポーツ局市民部地域振興課】 | 3095 |
| ○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請【市民文化スポーツ局市民部地域振興課】 | 3097 |

北九州市告示第429号

北九州市環境ミュージアム条例（平成14年北九州市条例第24号）第5条第3項の規定により、北九州市環境ミュージアム体験型環境学習事業の利用料金の額を承認したので、北九州市環境ミュージアム条例施行規則（平成14年北九州市規則第33号）第7条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年12月3日

北九州市長 北橋健治

区分	金額		適用期間
体験型環境 学習事業	一般	1人1回 2,000円	平成24年10月 5日から平成25 年3月31日まで
	高等学校 の生徒以 下の者及 び教育課 程に基づ く教育活 動として 利用する 当該者を 引率する 教員	1,000円	
1 市内の高等学校の生徒以下の者が教育課程に基づく教育活動として教員の引率の下に利用するときは、利用料金（当該教員に係る利用料金を含む。）を徴収しない。 2 体験型環境学習事業とは、ミュージアムの施設及び設備を利用した体験活動を通じ、環境の保全に関する市民の理解を深めるための講習を行う事業をいう。			

北九州市公告第831号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年12月3日

北九州市長 北橋健治

1 申請のあった年月日

平成24年10月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人子ども未来

(2) 代表者の氏名

神原みゆき

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市八幡東区勝山一丁目9番2号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、全ての障害児及び障害児の保護者に対して、児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスに関する事業を行い、障害児及び障害児の保護者の社会参加と権利擁護に寄与することを目的とする。

北九州市公告第832号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年12月3日

北九州市長 北橋健治

1 申請のあった年月日

平成24年10月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ハッピープレス

(2) 代表者の氏名

和田 剛

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市八幡西区日吉台一丁目14番25号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、クリーニング事業を通して社会参画と教育の場を提供し自立を支援することをもって、福祉の増進に寄与することを目的とする。

北九州市公告第833号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年12月3日

北九州市長 北橋健治

1 申請のあった年月日

平成24年10月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人北九州交流分析協会

(2) 代表者の氏名

深町徑子

(3) 主たる事務所の所在地

北九州市八幡西区穴生四丁目16番2-703号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、通常の社会生活の中での円滑な人間関係を築くための方法論として、交流分析の理論をさらに深めることにより、好ましい家族関係の確立、組織内チームワークの確立、顧客満足を実現するコミュニケーションサービスの徹底、人間尊重の理念に基づいての経営管理者、自治体役職員、学校教職員などのリーダーシップ向上、青少年の健康育成など、人間関係円滑化の問題解決に貢献することを目的とする。